

Title	第二次世界大戦下ドイツ民衆の外国人労働者像
Sub Title	Ausländer : Bild der Deutschen während der Zweiten Weltkriegs
Author	矢野, 久
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1990
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.83, No.3 (1990. 10) ,p.590(106)- 612(128)
JaLC DOI	10.14991/001.19901001-0106
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19901001-0106

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

第二次世界大戦下ドイツ民衆の外国人労働者像*

矢野 久

目次

はじめに

1) 問題の所在

2) 問題設定

3) 資料

I. 公衆の場—間接的経験—

II. 労働の場—直接的経験—

III. 「スターリングラード」以降

おわりに

はじめに

1) 問題の所在

ナチス・ドイツの外国人労働者政策はこれまで主として、その意志決定過程を中心に、政策の史的展開過程が叙述されていた。換言すれば、権力構造論的に把握されていたといえよう。1980年代後半にいたって、ようやく、大戦期における外国人労働者の労働と生活が明らかとなってきた⁽¹⁾。こうした研究の深化は、西ドイツで社会史研究の射程がナチス・ドイツ、とくに大戦期にまで延びてきたことによるものである。しかしそれでもなお、大戦期についての社会史研究の成果はまだ充分とはいえない。とくに、大戦期におけるドイツ民衆の社会史となると、その成果はきわめて少ないといえよう⁽²⁾。

本稿の課題は、大戦期におけるドイツ民衆の外国人労働者像を明らかにすることにあるが、それは、これまで権力構造論的、つまり、ナチス国家指導部内のいわば水平的権力関係から捉えられてきた外国人労働者政策に、もう一つ別の視角から接近しようとするものである。この視角は、これ

* 本稿は1990年5月に法政大学でおこなわれた日本西洋史学会第40回大会における報告をもとに加筆訂正したものである。司会の神戸大学 栗原 優教授ならびに批判とコメントを下された質問者の方々に謝意を表したい。また本塾経済学部村山聡氏からは貴重なコメントをいただいた。

注(1) Ulrich Herbert: *Fremdarbeiter. Politik und Praxis des "Ausländer-Einsatzes" in der Kriegswirtschaft des Dritten Reiches*, Bonn 1985.

(2) Wolfgang Franz Werner: *»Bleib übrig!« Deutsche Arbeiter in der nationalsozialistischen Kriegswirtschaft*, Düsseldorf 1983.

までの水平的・権力構造論的アプローチに対して、権力と民衆とのたての垂直的関係を重視するもので、権力諸集団の操作の対象ないし客体としての民衆ではなく、むしろ政策になんらかの影響を及ぼしうる、より主体的側面を重視した民衆を歴史研究の対象にすることをねらいとする。ただし、ここで問題にしようとする民衆は、歴史の主体としての民衆ではなく、反ファシズム抵抗運動に加担することなく、また、ナチスに熱狂することもなく、ナチス体制下においてこれまでと同じように労働と生活を続けてきたごく普通の民衆である。こうしたごく普通の民衆を歴史研究の対象とすることによって、外国人労働者政策の変遷のいわば民衆的基礎を明らかにすることをねらいとする。

2) 問題設定

1939年9月1日、宣戦布告なしにポーランドに進攻したナチス・ドイツは、労働力調達のための労働行政機構を迅速に構築し、ポーランド人労働力を積極的に調達した。ナチス・ドイツは、一方で、半強制的にポーランド人をドイツに「徴集」し、「市民労働者」としてSSの監視下におき、他方で、ポーランド人兵士を「戦時捕虜」としてドイツに連行し、双方とも主として農業部門に配置した。1940年5月にはポーランド人戦時捕虜は捕虜状態から解放され、「市民労働者」となった。これによって、ポーランド人戦時捕虜は国防軍の監視から逸れはしたものの、「市民労働者」としてSSの監視下におかれることになった。これは、1940年3月の「ポーランド人布告」による苛酷な労働・生活の規制に服す⁽³⁾ということを意味したのである。

続いて1940年夏の西部戦線の進行に伴い、ポーランド人労働者とならんで「西欧戦時捕虜」が外国人労働動員の対象となった。そのほとんどがフランス人戦時捕虜であった。彼らはポーランド人ほどひどい扱いを受けなかった。1941年夏以降、ナチス・ドイツは東部戦線に主力を投入していったが、ソ連人に関してはドイツでの労働動員を当初は意図していなかった。1941年10月末になってヒトラーが、ソ連人戦時捕虜を労働力としてドイツで労働動員とするという決断を下した。それまでに100万名以上のソ連人戦時捕虜がすでに死んでいた。かろうじて生命を失わずに済んだソ連人戦時捕虜も、苛酷な労働と生活がドイツで待ち受けていた。また、同じように労働動員の対象となったソ連市民労働者（いわゆる「東方労働者」）も、1942年2月の「東方労働者布告」によって、ポーランド人以上の厳しい監視下におかれ、苛酷な労働と生活諸条件におかれた⁽⁵⁾。こうして、戦時捕虜ならびに市民労働者がドイツで労働動員されることになったが、彼らの労働能率をいかに発揮させるかという経済的観点はなかった。

外国人労働者の労働能率向上が国家レベルで認識されるのは、1942年5月になってからである。労働配置総監 Sauckel は、外国人労働者の労働能率を向上させるために、外国人労働者の「取り

注(3) 矢野 久「外国人強制労働への道—『電撃戦』構想下のドイツにおける労働力動員—」『三田学会雑誌』81巻2号(1988年7月), 90頁以下参照。

(4) 矢野「外国人強制労働への道」, 100頁以下参照。

(5) 矢野「外国人労働者の強制連行・強制労働—1941/42年を中心に—」『1939—ドイツ第三帝国と第二次世界大戦—』(同文館, 1989年), 209頁以下, 217頁以下参照。

扱い」の改善を指示し、さらに同年12月には、「能率原理」にもとづく外国人労働者の労働と生活諸条件の改善を主張するに至った。⁽⁶⁾ 1943年初頭になると、宣伝大臣 Goebbels も、外国人労働者の取り扱いに関する規制緩和ならびに東方諸国と西欧諸国労働者の差別的取り扱いの廃止を主張するようになった。特にソ連市民労働者が一連の労働と生活諸条件の改善等の主要な対象となっている。⁽⁷⁾ しかし SS は依然として人種論的・イデオロギー的観点に固執し、外国人労働者の取り扱いの改善に反対し続けた。

1943年5月になってようやく、後述する SS の国家保安本部も、外国人労働者の取り扱いの改善策の導入に譲歩するに至った。宣伝省と国家保安本部は、外国人労働者取り扱いに関する「一般原則についての注意書き」を共同提案することになった。それによれば、外国人労働者の扱いは、彼らとドイツ人との区別がなくなるものであってはならないとされ、「ライヒの保安」が第一義におかれた。国家保安本部のイデオロギー的主張が堅持されたのである。しかし他方で、「ドイツの戦争経済という長期的観点から、外国人労働者の完全な労働力を維持し、それどころか能率向上をもたらしように」取り扱うことが、うたわれた。⁽⁸⁾ 人種論的・イデオロギー的観点を最後まで堅持してきた SS の国家保安本部が、戦争経済の必要性から外国人労働者の労働能率の維持と向上にむけて、彼らの労働と生活諸条件の改善策に同意するに至ったことは画期的なことであった。1943年初夏のことである。

一方で、ドイツ戦争経済に労働力をいかに確保するか、必要とされる労働力の質をいかに確保するか、という経済的問題が緊急の課題としてあり、他方で、「ドイツ民族の優越性」を政治的に実践していくという人種論的・イデオロギー的観点が存在していた。前者は、軍需産業、産業界、国家指導部が達成しなければならない課題であると同時に、外国人労働者政策遂行の一つの観点であった。それに対して後者は、とりわけ SS が前者を排してでも貫徹しようとした観点である。この観点は、ドイツ戦争経済の展開過程において一定の変化をこうむらざるをえなかったとはいえ、最後まで根強く残っていた。1943年初夏の外国人労働者政策の方向転換は、いかに労働能率を向上させるかという戦争経済的観点に立脚する、外国人労働者の労働と生活諸条件の改善への方向転換であったが、「ライヒの保安」、ドイツ民族の優越性を保持することがあくまで第一義的な課題としておかれていた。その意味で、この方向転換は、戦争経済の必要性に直面してなされた妥協の産物であったといえよう。

これらの改善策が外国人労働者の労働と生活諸条件に具体的にどのような変化をもたらしたかについては、別の機会にゆずることとする。ここで扱おうとする問題は、第一に、なにゆえに1943年になって外国人労働者、とりわけソ連人労働者の労働と生活諸条件の改善へと方向転換がなされた

注(6) 矢野「強制連行・強制労働」、216頁、231頁以下参照。

(7) Dok. 315-PS, *Trials of the Major War Criminals before the International Military Tribunal (IMT と略記)*, Bd. 25, S. 346-350; Edward L. Homze: *Foreign Labor in Nazi Germany*, Princeton 1967, S. 173 ff.

(8) Dok. 205-PS, *IMT*, Bd. 25, S. 299.

のか、ということと関連している。その際、考察の重点は、SSがこの方向転換に譲歩していった理由の背後に存在する問題にある。つまり、ドイツ民衆の外国人労働者像を考察することによって、この方向転換の民衆的基礎を明らかにすることにある。

第二は、1943年の方向転換以降、ドイツ民衆の外国人労働者像が変化したのかどうか、もし変化したとすればどのように変化したのかを明らかにすることである。

以上の問題を明らかにすることによって、第三に、ドイツ民衆とナチス体制との垂直的関係の一面を解明する。これは、ドイツ民衆のナチス体制への「統合」問題にかかわる問題である。ところで、「統合」の解釈をめぐることは、日常的現実を重視するか、国家の社会政策を重視するか、あるいは外交・戦況さらには「ヒトラー神話」を重視するか、これまでの研究には多様な見解が存在する。⁽⁹⁾ここでは、ドイツ民衆の外国人労働者像に焦点を絞ることによって、「統合」問題の側面を吟味することにする。宮田光雄氏は、最近の研究に依拠して、大戦後期に戦況が不利になり、ドイツ民衆の不平・不満がつのると、ドイツ民衆が多様な形態の「ノンコンフォームイズム」を示すことになるが、「私生活主義」へと後退することによって、ナチス体制に対する基本コンセンサスを与えることになり、「ヒトラー神話」がこうした深層での同意のメカニズムを与えていたとみなし、さらに、それはマイナス象徴として「敵像」を必要とすることを主張した。⁽¹⁰⁾それはユダヤ人や共産主義者などの、ナチスの「民族共同体」にとっての「異分子」であり、さらには「民族共同体」内部の「異分子」をも含むものであった。⁽¹¹⁾ここでは外国人労働者を例にマイナス象徴としての「敵像」がドイツ民衆のナチス体制への「統合」にどのような役割を果たしたのかを明らかにする。

3) 資料

ここで利用する資料は、親衛隊保安部 (Sicherheitsdienst (SD) der SS) の「秘密報告書」である。ドイツ連邦共和国の連邦文書館に所蔵されたこの「秘密報告書」は、1984年に全17巻で刊行され、⁽¹²⁾容易に利用可能となった。

注(9) 矢野「ドイツ<<第三帝国>>史研究の現在—労働と社会」『1939』、35頁以下、同「大戦期ナチス・ドイツにおける『近代化』と『統合』問題—労働と社会に関する最近の研究史を中心に—」『三田学会雑誌』82巻1号(1989年4月)、168頁以下参照。

(10) 宮田光雄「<ヒトラー神話>の精神構造」『思想』No. 793(1990年7月号)14、17頁以下。村瀬興雄『ナチス統治下の民衆生活—その建前と現実』(東京大学出版会、1983年)、同『ナチズムと大衆社会—民衆生活にみる順応と抵抗』(有斐閣、1987年)参照。イギリスの歴史家 Kershaw は、日常的現実が矛盾に満ちたものであり、ドイツ民衆をナチス体制に「統合」しえたのは「ヒトラー神話」という非日常的世界によるものであることを主張した。Ian Kershaw: *Der Hitler-Mythos. Volksmeinung und Propaganda im Dritten Reich*, Stuttgart 1980; ders.: "Alltägliches and Außeralltägliches. Ihre Bedeutung für die Volksmeinung 1933-1939", in: *Die Reihen fast geschlossen*, hrsg. v. D. Peukert/J. Reulecke, Wuppertal 1981; ders.: "Hitlers Popularität. Mythos and Realität im Dritten Reich", in: *Herrschaftsalltag im Dritten Reich. Studien und Texte*, hrsg. v. Hans Mommsen, Düsseldorf 1988, S. 24-96.

(11) Detlev Peukert: *Volksgegossen und Gemeinschaftsfremde. Anpassung, Ausmerze und Aufgehren unter dem Nationalsozialismus*, Köln 1982, S. 246 ff., 254 f.

まず親衛隊保安部（以下SDと略記）を簡潔に概観しよう。歴史的にみると、1930年以降、NSDAPの情報組織が創設され、SS指導者 Heinrich Himmler は Reinhard Heydrich をその長に命じている。1932年9月にSDが設置された。当初SDは、ナチスの秘密情報機関として敵対政党その他対立諸組織の監視、ナチ党内の「不穏分子」の調査をおこなっていた。ヒトラー政権掌握後、1934年6月にSDが唯一の情報組織になったが、秘密国家警察 Gestapo とSDとの間には一定の分業関係が成立していた。つまり、Gestapoは、ナチス国家の敵の行動を防止し撲滅するものとされ、SDはナチス理念の敵対者を調査確定し、⁽¹³⁾ 国家警察へ敵撲滅を提案するものとされた。

しかし1930年代後半、SDとGestapoの競合関係が進み、SDは一方で外国からの政治的情報の収集、他方でナチスの敵対者の科学的研究に関心をもつようになった。それによって、SDの活動は、敵対者に制限されなくなり、住民の世論、党と国家の措置や政治的出来事に対する住民の反応の研究に拡大されることとなった。1937年7月1日のHeydrichの指令で、SDとGestapoの機能分担が明確化され、Gestapoがマルクス主義者、国家反逆者、亡命者を対象とするのに対し、SDは、⁽¹⁴⁾ 学問研究、民族・民俗学、芸術、教育、党と国家、憲法と行政、外国等の一般的、根本的諸問題を対象とするものとされた。

第二次世界大戦勃発後、1939年9月27日に、SDと保安警察とをより統一的な指令系統に統合した組織、国家保安本部（Reichssicherheitshauptamt）が結成され、⁽¹⁵⁾ 国家からも党からも制約を受けない総統の執行機関としてきわめて重要な役割をもつことになった。

SDは、下部組織として七つの上級地方本部（SD-Oberabschnitte）をもったが、その後その数は22に増加した。その下に51の総支局（Hauptaußenstellen）、さらにその下に519の支局（Außenstellen）が設置され、それぞれが、情報提供者から情報を集めた。情報提供者の数は約30,000名を数え、職業構成からみると、⁽¹⁶⁾ 裁判官、行政官吏、企業家、高級職員、医者、教師、ジャーナリスト、芸術家、学者などであった。

次にSDの「秘密報告書」に関してであるが、1937年以降、SD報告の作成基準が設定された。現存する報告は1938年以降のみであるが、当初は「国内情勢報告」（“Berichte zur innenpolitischen Lage”）というタイトルであったが、1939年12月8日以降、「ライヒ報告」（“Meldungen aus dem Reich”）、1943年6月以降、「国内問題に関するSD報告」（“SD-Berichte zu Inlandsfragen”）と改称された（以下、SD報告と略記）。報告の構成は、1）一般的な世論と状況、2）敵対者、3）文化領域、4）法と行政、5）経済からなり、1940年3月以降、「民族と民族の健康」が加わり、同年夏、2）の「敵対者」

注 (12) *Meldungen aus dem Reich 1938-1945. Die geheimen Lageberichte des Sicherheitsdienstes der SS*, hrsg. und eingeleitet von Heinz Boberach, 17 Bde., Herrsching 1984. (以下、MaR と略記)。

(13) “Einführung” zu *MaR*, Bd. 1, S. 11 ff. 芝 健介「国家保安部の成立—1939年—」『1939』, 77頁以下。

(14) “Einführung”, S. 13 f.

(15) 芝「成立」, 85頁以下。

(16) “Einführung”, S. 16.

の項目が脱落する。SD 報告は、1940年5月中旬までは週3回、それ以降は週2回提出され、4 A 版で平均18~20ページからなっていた。⁽¹⁷⁾

この SD 報告の資料的価値はきわめて大きい。それは、第一に、SD 報告が公表を目的として作成されなかったということ、第二に、SD 報告が民衆の「飾り気のない像」を提供しようとしていたことによる。1941年8月2日、Heydrich は生活領域の編纂基準を提示し、「生活領域における情報資料の価値」を、「個々の問題への具体的な例をもとに包括的な経験的資料が集められる徹底⁽¹⁸⁾さと綿密さ」においた。ただ、NSDAP に関する民意については SD 報告は自粛し、党の問題については触れないものとされ、その意味では限定されたものとどまるとはいえ、SD 報告は戦争の経過に対する民意を伝えているばかりでなく、世論動向を把握し、民意を提供しようとしており、ドイツ民衆の生活と態度を考察する上で不可欠の資料⁽¹⁹⁾である。

そこで、この SD 報告をもとに、大戦下のドイツ民衆の外国人労働者像を分析することにしよう。

I. 公衆の場——間接的経験——

大戦勃発後の SD 報告の中で、ドイツ民衆の外国人労働者観が一番最初に報ぜられたのは、1939年11月20日の報告においてであり、ポーランド人戦時捕虜が問題となっていた。この大戦勃発当初の SD 報告で確認できることは、ドイツ民衆のポーランド人戦時捕虜像の二重性である。つまり、一方で、ドイツ民衆のなかでポーランド人戦時捕虜と非常に友好的な関係にある者がおり、特に農村ではポーランド人戦時捕虜が農民の家族に受け入れられている場合もあった。他方で、ポーランド人戦時捕虜の傲慢で横柄な態度に関してドイツ民衆のなかで不平をもつ者がいたということである。⁽²⁰⁾ 40年1月10日付の報告によると、一方で、農村住民とポーランド人戦時捕虜との間で「良好な労働関係」が展開したのに対し、他方で、ポーランド市民労働者の「敵対的態度」に関する農村住民の不平が増加していた。⁽²¹⁾ また、ポーランド人農業労働者が「不潔」であり、害虫やケジラミが確認され、性病の恐れもあるものとみなされ、それゆえ診断強化の必要性が同月24日付の報告で主張⁽²²⁾されていた。ここで確認しうることは、ポーランド人戦時捕虜とポーランド市民労働者とはドイツ民衆のもつ像が異なるということではなく、むしろ、農村でのドイツ民衆が直接的に労働過程で接触することによって外国人労働者像を形成しているかどうかによって、差異・分裂が生じていたということである。一方で、プロパガンダが大きな影響をドイツ民衆に与えていると同時に、他方

注 (17) “Einführung”, S. 18 ff.

(18) “Einführung”, S. 22.

(19) “Einführung” S. 23., 38. 「SD 報告」を受け取った範囲は全体としては不明であるが、Boberach によれば、Himmler, Heydrich, 彼の後任 Kaltenbrunner には直接の上司として呈示され、閣僚、NSDAP の全国指導者はすべて受けとっていたようである。“Einführung”, S. 35.

(20) Bericht zur innenpolitischen Lage v. 20.11.39, Bd. 3, S. 476.

(21) MaR v. 10.1.40, Bd. 3, S. 632.

(22) MaR v. 24.1.40, Bd. 3, S. 683.

で、すでに戦争初期から、ドイツ民衆は、具体的な経験から、プロパガンダとは異なる像を形成していたのである。

ところで、民衆の外国人労働者像は、様々な次元と多様な要因によって形成されるもので、どれか一つの次元や要因によって決定されるものではない。もちろん、プロパガンダが少なからぬ役割を果たしただろう。プロパガンダによって、ドイツ民族の「優越性」の裏面として、ドイツ民衆が外国人労働者、とりわけ東方諸国からの外国人労働者の「劣等性」を盲信することによって、民衆の外国人労働者像が形成される。しかし、どれだけ多くのプロパガンダがなされようと、そのリストを挙げて、ドイツ民衆がどのような外国人労働者像をもっていたのかは明らかになるとは限らない。むしろ新聞記事や噂の方がより大きな影響を与えていたようである。たとえば1941年11月13日のSDの民族担当は、ソ連人戦時捕虜の配置投入がドイツ民衆に動揺を与えている要因として次の二つを重視している。一つは、ソ連人戦時捕虜逃亡の記事によるものである。彼らが逃亡後、殺人や強盗を犯しているという報道がなされ、そのため、女性や子供は逃亡した捕虜に出くわさないように、一人では畑や森にほとんど行かなくなり、さらには München のようなところでさえその心配が高まっているという。もう一つは噂である。具体的には、ソ連人戦時捕虜が、ひどい食糧状態から生ずる栄養不良によって、収容所で人肉を食っているという噂である。こうした、新聞記事や噂によるドイツ民衆の不安感の増大はそれなりの影響力があることが指摘されている。⁽²³⁾

しかし残念ながら、この報告以外には外国人労働者の新聞記事や噂についての報告はなく、新聞記事や噂がドイツ民衆の外国人労働者像形成にどのような役割を果たしたかについては明らかとはならない。SD 報告の分析から明らかとなるのは、大別して二つの外国人労働者像の形成パターンである。第一は、交通機関、病院や医師、居酒屋、街頭など公衆の場での外国人労働者の振る舞いや態度を、ドイツ民衆が眼のあたりにすることによって形成されるものである。ここではこれを、公衆の場での間接的経験に基づくパターンと呼ぶことにする。第二は、ドイツ民衆、とりわけドイツ人労働者が、職場で外国人労働者と共に労働するかあるいは近くで労働するのを見ることによって、具体的経験から外国人労働者像を形成していくパターンである。これを、労働の場での直接的経験に基づくパターンと規定することにする。以下、この二つのパターンに分けうるという認識に立って、ドイツ民衆の外国人労働者像の内容をみてみよう。

ナチスは、人種論的・イデオロギー的観点にもとづいて、まずポーランド人に対して、後にはソ連人に対して彼らの労働と生活諸条件をきびしく規制した。こうした規制は、プロパガンダと結びついてドイツ民衆の外国人労働者像の形成に少なからぬ影響を与えたが、その影響は、公衆の場での間接的経験と密接に関連し、しばしばこうした経験において顕在化した。そこで、まず、公衆の場での間接的経験にもとづく外国人労働者像をみてみよう。

1940年9月23日付の報告では、次のような報告がなされている。「ドイツ人患者は、特に農村部のことであるが、医師の待合室で、労働配置された外国人労働者、特にポーランド人と共に待たな

注 (23) MaR v.13.11.41, Bd. 8, S. 2980 ff.

なければならないことに関して、ますます頻繁に不平をいうようになっていく。ポーランド人用の特別医を設けるか、特別の診察時間を設けてほしいという住民の希望が大きくなっている。……また、外国人労働者をドイツ人患者と一緒にすることが非常に多くの病院で生じているが、それについての不満が繰り返しばげしく表明されている。⁽²⁴⁾つまり、ドイツ民衆は外国人労働者、特にポーランド人と一緒にされること、同等視されることを強く嫌っていたのである。同様の報告は、1941年3月、42年3月のSD報告でもなされていた。42年5月、7月の報告によると、ドイツ人は、「不潔な外国人と同じ部屋でしばしば何時間もすわっていなければならないことで体面を傷つけられていると感じているばかりでなく、伝染の危険性を恐れている。」特に憤懣に思っていたのは、「戦時捕虜とポーランド人が、待っているドイツ人患者と同じ順番で扱われている」ことであった。⁽²⁵⁾

これ以外の公衆の場での間接的経験の場は多様であった。1941年10月20日さらに42年5月28日のSD報告で、外国人労働者の態度の悪化がドイツ民衆の間で問題とされている。ドイツ民衆の不平の内容は、宿舎での外国人労働者の態度とならんで、公衆の場での外国人の行動、具体的には街頭、公共の交通手段、映画館、居酒屋での傲慢な振舞やからみ、などであった。⁽²⁶⁾特に公共の交通手段での外国人労働者の態度については、さらに1942年8月17日、翌年4月5日のSD報告であげられている。「鉄道ではポーランド人は無遠慮で、横柄に振るまい、コンパートメントではふんぞり返り、音楽を奏し、ポーランド歌をうたっている。彼らは簡単に席をとり、女性や兵士を立たせたままにしている。」⁽²⁷⁾同じことは電車やバスなどの近距離交通手段についてもいえる。SD報告は、ドイツ民衆がこうしたことに満足しておらず、ドイツ人のために改善されることを望んでいる、と結論づけている。⁽²⁸⁾

このように、ナチスの人種論的イデオロギーは、公衆の場での間接的経験において顕在化すると同時に、ドイツ民衆はこうした経験においてナチスの人種論的イデオロギーに共感する可能性をもった。しかし、この共感の内容は、西欧諸国に対して東方諸国の外国人を低く位置づけ、その中でもポーランド人よりはソ連人を低く価値づけるナチスのイデオロギー⁽²⁹⁾と同一のものではなく、ドイツ民衆が自己の具体的経験において形成したものであった。間接的であるとはいえ、こうした具体的経験にもとづく外国人労働者像は、必ずしも東方諸国からの外国人に対する敵対に限定されるものではなかった。

SDによると、当初ポーランド人戦時捕虜がドイツに配置投入された時には、ドイツ人女性との「違法行為」は「見渡せる個別の事件」であったが、フランス人戦時捕虜の導入によって、具体的

注 (24) MaR v. 23.9.40, Bd. 5, S. 1601 f.

(25) MaR v. 30.7.42, Bd. 11, S. 4026; MaR v. 28.5.42, Bd. 10, S. 3760. 入院、治療においても外国人労働者との同等扱いが不満の対象となっていた。MaR v. 30.7.42, Bd. 11, S. 4027.

(26) MaR v. 20.10.41, Bd. 8, S. 2895 ff.; MaR v. 28.5.42, Bd. 10, S. 3760.

(27) MaR v. 5.4.43, Bd. 13, S. 5067.

(28) *ibid.*, S. 5070.

(29) 矢野「強制連行・強制労働」, 206頁。

には1940年中頃以降、「戦時捕虜との交際という本来の問題」つまり「違法行為」が急増した⁽³⁰⁾。また、フランス人戦時捕虜の監視規則の緩和の否定的な影響が1942年2月16日に報告されている。フランス人戦時捕虜が規則の緩和によって公衆の前に現れるようになり、ドイツ民衆はそれに「驚いて」いる。さらには、特に暗くなってから彼らが収容所の外や公園、通りに出歩いており、特にドイツ人女性はそのことを「非常に憤慨」し、「相当な不安」感をもっている、という。しかし他方で、ドイツ人女性の方からフランス人戦時捕虜に接近する試みが増えていることも報告されている。SDは、ドイツ民衆自身が、フランス人戦時捕虜の違反行為をもっと厳しく取り締まり、処罰せずに放置しておくべきでないと考えていると判断して、そうしてのみドイツ民衆を脅かす「危険」を最低限におさえることができると総括している⁽³¹⁾。

食糧配給の問題も、ドイツ民衆にとっての間接的経験の一つをなしていた。食糧配給については、1939年8月29日の指令で、ドイツ人労働者は三つのカテゴリーに区別され、一日当たり、通常2,400 kcal、重労働者3,600 kcal、最重労働者4,200 kcalを摂取するものとされた。同年11月1日の布告ではさらに長時間・夜間労働者3,000kcalのカテゴリーが導入され、1940年中頃までこの四つの水準ではほぼ一定に保たれていた⁽³²⁾。こうした中で、1940年2月7日、ドイツ人のための「重・最重労働者特別配給制」の戦時捕虜に対する適用は、場合によっては戦時捕虜に特別配給を与えうるというもので、地域によってはその運用は様々であったが、この制度が適用されたところでは、特別配給を受けていないドイツ人労働者は強い不満と怒りをもつことになった⁽³³⁾。この時点でドイツ人の配給統制の対象とされたのはパンと肉・脂肪であったが、1940年7月29日、通常カテゴリーのパン配給量は削減され、一日平均50kcalの減少となった。同年冬にはジャガイモも配給統制の対象となった。1941年春以降、長時間・夜間労働者の摂取カロリーは一日平均300kcal、通常カテゴリーの場合わずかに増加したが、重労働者、最重労働者は減少することになった。特に肉の配給量については、1941年6月2日には、肉配給量は、通常カテゴリーの場合、週100g、重労働者・最重労働者の場合共に週200g削減されることになった。この配給量削減措置により、ドイツ人労働者の不平・不満は大きなものとなった⁽³⁴⁾。この配給体制は1942年初まで維持されたが、SD報告で特に問題となっていたのは、「共同宿泊所」に収容された外国人労働者に対する食糧配給についてである。この共同宿泊所には、戦時捕虜とソ連市民労働者は収容されず、それ以外の諸国の「市民労働者」が収容されていた。

外国人労働者の食糧配給に対するドイツ民衆の不平は42年3月16日のSD報告で問題となっていた。目前に迫っている自分たちの食糧配給量の削減に関連して、ドイツ民衆は、「これといった能率

注 (30) SD-Berichte v. 13.12.43, Bd. 15, S. 6140 f.

(31) MaR v. 16.2.42, Bd. 9, S. 3323 ff

(32) Werner, S. 44 ff.

(33) MaR v. 21.11.40, Bd. 6, S. 1794 f.; MaR v. 22.5.41, Bd. 7, S. 2339.

(34) Werner, S. 123 ff

をもたらすことなく、かなりの量の食糧品を取って食べている」外国人労働者に対して、不満を表明していた。ドイツ民衆は、共同宿泊所の外国人労働者が、実際に「重労働」をおこなっているかどうかに関係なく、原則的に「重労働者」用の特別配給を受けている、ということ⁽³⁵⁾を批判していた。

1942年4月6日には、食糧配給量が削減され、通常カテゴリーの場合一日当たり250kcal、長時間・夜間労働者、重労働者・最重労働者共に一日当たり500kcal⁽³⁶⁾の削減となり、ドイツ人労働者に大きな不満をもたらした。そればかりか、ドイツ民衆はますます、外国人労働者の食糧配給量に注意をむけるようになった。特に同日発効の、共同宿泊所に収容された外国人労働者の食糧配給の新基準は、ドイツ民衆の激しい批判の対象となった。というのは、この外国人労働者には、「長時間労働者」用の配給量が確保されるようになり、したがってドイツ人の通常配給量よりも多くなったと、ドイツ民衆が考えたからである⁽³⁷⁾。こうした不満を背景に同年10月19日以降、パンと肉の配給量が一時的に増加することになった⁽³⁸⁾が、共同宿泊所に収容された外国人労働者の食糧配給量もこの一般食糧配給規制に従うものとされたのである。それによれば、共同宿泊所収容者は週500gの肉（これまでは450g）、225gの脂肪（これまで通り）、3kgのパン（これまでは2.8kg）、さらに追加として320gのスープが配給され、それ以外は従来通りの通常配給量が保証されることになった。この新しい食糧配給規則はドイツ民衆のきびしい批判の対象となった⁽³⁹⁾。

ドイツ民衆の側の不満は、食糧配給量それ自体に限定されるものではなく、配給された食糧を外国人労働者がどのように扱っているかによっても増幅されるものであった。たとえば、外国人労働者には充分食糧が配給されているのに、彼ら（特にイタリア人が報告ではあげられているが）は舌にあわないと投げ捨てている、あるいは彼らは故郷から送られてきた食糧でもってドイツ人女性と性関係をもとうとしている、という形で報告されている⁽⁴⁰⁾。さらには、工場でのロッカー点検、駅での荷物点検で大量の食糧品がみつけられ、外国人労働者の食糧配給量が多すぎる証拠として記されている⁽⁴¹⁾。

それでは、ソ連人戦時捕虜、ソ連市民労働者の食糧配給に対してはドイツ民衆はどのようにみていたであろうか。ドイツ人「重労働者」の食糧配給量の50%をソ連人戦時捕虜にあたえることでさえ、ドイツ民衆に「非常に強い激昂」を引きおこしていたのであり⁽⁴²⁾、41年8月28日の報告では、ソ連人戦時捕虜がドイツ人の「重労働者」と同じ食糧配給量を受けていることに対するドイツ民衆の不満が記されている⁽⁴³⁾。さらに、1942年後半期に特別配給がなされており、それだけでもドイツ人労働者は、外国人労働者に対する食糧配給は、質量ともにドイツ市民よりも上回っていると思ってい

注 (35) MaR v. 16. 3. 42, Bd. 9, S. 3471.

(36) Werner, S. 195 ff.

(37) MaR v. 7. 5. 42, Bd. 10, S. 3716.

(38) Werner, S. 195 ff. 同年のクリスマス後、再び削減されることになった。

(39) MaR v. 19. 11. 42, Bd. 12, S. 4489.

(40) MaR v. 28. 5. 42, Bd. 10, S. 3762.

(41) MaR v. 7. 5. 42, Bd. 10, S. 3716.

(42) MaR v. 25. 9. 41, Bd. 8, S. 2809.

(43) MaR v. 28. 8. 41, Bd. 8, S. 2721.

たという。1942年12月には軍需工業に従事するドイツ人労働者に食糧の特別配給がなされたが、これは、外国人労働者にも適用された。さらに、1943年1月14日のライヒ軍需省の特別措置「冬期作戦“Herbert”」はそれに追加して食糧を配給するものであった。例えば、「冬期作戦」に投入され、特別な労働能率を發揮したソ連人戦時捕虜、ソ連市民労働者、ポーランド人労働者には、特別に2.5 kgのパン、125 gの脂肪、750 gの肉が配給されるものとされた。以上の一連の措置に対して、SDによれば、ドイツ人労働者は「非常に神経質に反応」していたのである。⁽⁴⁴⁾

しかし、外国人労働者と労働の場で直接かかわったドイツ人労働者は、必ずしも以上のような考えをもっていたわけではなかった。たとえば、1942年7月20日の報告では、ソ連市民労働者については、食糧配給量の増加にもかかわらず、栄養障害が生じている、と報告されている。食糧配給量があまりに少ないため、ソ連市民労働者の労働能率が影響を受けているという。労働の場で直接的に接触したドイツ人労働者は、ソ連市民労働者が「肉体的脆弱さのゆえにとにかく脚でたてない、ましてやわずかの労働などできない」くらいで、労働力を健全かつ労働能力のあるように維持するに十分な食糧配給がなされていないという認識をもっていたのである。⁽⁴⁵⁾

このように、ドイツ民衆が公衆の場での間接的経験にもとづいて形成した外国人労働者像は、不平・不満、反感、怒り等によって特徴づけられていた。こうした間接的な場でしか自分なりの外国人労働者像を形成することができなかった民衆には、ナチスの人種論的イデオロギーが入り込む余地がきわめて大きかったといえる。しかしそれでも、このイデオロギーがストレートに受け入れられたわけではなく、ドイツ民衆はこうした公衆の場での間接的経験にもとづいて、自分なりの外国人労働者像を形成していったのである。どのような具体的経験の次元をもちうるかによって、外国人労働者像もおのずと変化したのである。

II. 労働の場——直接的経験——

労働の場での経験を、公衆の場での経験と区別する理由は、公衆の場で、外国人労働者の態度に間接的にのみかかわることによって外国人労働者のイメージが形成される場合と、労働の場で、外国人労働者と直接的に接触することによってそのイメージが作られる場合とでは、その具体的経験の質が基本的に異なるからである。1942年5月28日のSD報告は次のように記している。

「労働者層ならびに、外国人労働者と直接接触する職業集団は、第一に労働能率と労働意欲に視線を向けているのに対して、その他の住民の判断は、特に公衆での外国人の態度に従って生みだされる。」⁽⁴⁶⁾

そこで、労働の場での直接的経験から形成される外国人労働者像をみてみよう。

注(44) MaR v. 11. 2. 43, Bd. 12, S. 4795 f.

(45) MaR v. 20. 7. 42, Bd. 10, S. 3979.

(46) MaR v. 28. 5. 42, Bd. 10, S. 3760.

まず、ドイツ人労働者の戦時捕虜観であるが、イギリス人、フランス人、ベルギー人のいわゆる「西欧戦時捕虜」についてはドイツ人労働者は「同じ程度で苦情」をもっていた⁽⁴⁷⁾。彼らが農村のドイツ民衆に対し優位に立っていると報告され、しかも、長時間・重労働者用の食糧配給量を受け取っているにもかかわらず、彼らの労働能率はドイツ人労働者のわずか25%にしか相当しておらず、また、他の外国人労働者の労働能率に悪影響を与えているという。さらに、西欧戦時捕虜はドイツ人の職長や上司のことを聞かず、消極的抵抗やサボタージュに至る場合もあった⁽⁴⁸⁾。

SD は、ドイツ人労働者の意見を分析することによって、西欧戦時捕虜の労働能率の問題を西欧戦時捕虜に対する警備班の寛大な態度に求めた。それに対してソ連人戦時捕虜については、SD は、ドイツ労働者が「苦情をいわれるような労働能率の原因をほとんどもっぱら健康と栄養にもとづかざりでのみ」言及していた⁽⁴⁹⁾、とみなしている。このことは、ドイツ人労働者が、労働の場での直接的経験にもとづいて、ソ連人戦時捕虜、西欧戦時捕虜について自分なりの判断をおこなっていたことを示している。すなわち、1942年5月28日のSD 報告が述べているように、ドイツ人労働者は「客観性と正義感」をもっていたのである。ドイツ人労働者は、外国人労働者の労働能率が良ければ、彼らに十分な食糧を与え、彼らをそれなりに良い取り扱いをすることは当然であると思っており、他方で、外国人労働者がそれなりの労働能率を発揮しなければ、外国人労働者を優先的に取り扱うことに対し、きわめて大きな不満をもったのである⁽⁵⁰⁾。

1942年3月26日のSD 報告によれば、ドイツ人農民は、ソ連人戦時捕虜が満足いく労働能率を発揮しており、したがって彼らをもっと労働配置できることを望んでいるという。これとは逆に、ソ連人戦時捕虜の労働配置が批判的に判断されているという報告もある。しかし、それは、ソ連人戦時捕虜は集団労働配置が義務づけられており、これは大農場では可能であっても農民経営では非常に困難であるからであった⁽⁵¹⁾。それゆえ、この集団労働配置をのぞけば、ソ連人戦時捕虜はドイツ人農民に肯定的に評価されていたのである。

それでは、ソ連市民労働者はドイツ人労働者にどのように評価されていたであろうか。1942年6月4日のSD 報告によれば、産業部門を問わず、ドイツ人労働者は「純粋に労働能率からみて」ソ連市民労働者に失望していない、特に女性のソ連市民労働者に対しては期待をかなり「上回っている」という。それゆえ、ドイツ人労働者は、ソ連市民労働者の取り扱い規則の緩和を歓迎し、またソ連市民労働者への食糧配給量の増加が「全く有利にかつ労働能率を促進する方向で」作用しているとみなしていた⁽⁵²⁾。

ソ連市民労働者に対するドイツ人労働者のこうした好意的評価は、ソ連人女性の家事奉公人に対

注 (47) MaR v. 3.12.42, Bd. 12, S. 4532 f.

(48) MaR v. 8.2.43, Bd. 12, S. 4770 ff.

(49) MaR v. 3.12.42, Bd. 12, S. 4532 f.

(50) MaR v. 28.5.42, Bd. 10, S. 3762.

(51) MaR v. 26.3.42, Bd. 9, S. 3534 f.

(52) MaR v. 4.6.42, Bd. 10, S. 3801.

してもみられる。この場合の評価主体はドイツ人労働者ではなく、家事奉公人を雇っていたドイツ人家庭であるが、ソ連人女性の家事奉公人と直接的に接触することによって判断しているという点で、労働の場での直接的経験をもつドイツ人労働者と共通性をもっていると思われる。ソ連人女性の奉公人を雇っていたドイツ人は、彼女たちを「従順で、勤勉で向学心がある」ものとみなし、彼女たちを「優秀」とほめていた。そればかりか、規則を破ってでもソ連人女性をより良く扱っていた。それに対してドイツ人の娘たちは、ソ連人女性と「同じ地位につきたくない」と思い、家事奉公人を拒否していた。ドイツ民衆は、ソ連人女性の家事奉公人が場合によってはより良く扱われていることに立腹しており、SD は忠告の必要性を強調していた。⁽⁵³⁾

このように、ドイツ人労働者あるいは労働の場での直接的経験をもちえた集団のソ連人労働者像は、1942年にすでにかなり「変化」してきたように思われる。⁽⁵⁴⁾

1942年8月17日のSD 報告によると、これまでは、ソ連市民労働者は「動物的」、「家畜同然」で、「けだもののようなもの」とプロパガンダされてきたが、そういった像に対し、今日では多くのソ連市民労働者の「精神的態度」が対置されてきているという。「特に労働者において、これらソ連人が複雑な機械の処理の把握においてしばしばかなり知性があり、器用であることが確認されている。多くの者はかなり早くドイツ語を習得し、おそらく学校での基礎教養はそんなにひどくはない。こうした経験は、東方からの人間に関するこれまでの像を分裂させた。」⁽⁵⁵⁾

もちろん、1942年に、プロパガンダされたソ連人像から、労働の場での直接的経験によるソ連人像への転換が全面的におこなわれたわけではなく、プロパガンダされたソ連人像も依然として根強く残っていた。この点を示しているものとして1942年9月25日のSD 報告がある。SD は Dortmund の鉱山での様子を次のように記している。ドイツ人労働者は、超過労働がソ連市民労働者のひどい栄養状態によって制限されていることを批判し、また、ドイツ人女性が彼らソ連市民労働者の収容所、特にトイレを清掃しなければならないことは理解しえない、と考えているというのである。しかし、同時にSD は、ソ連市民労働者のきれい好きや教養水準などが、プロパガンダでいわれているソ連人像に合致せず、「驚き」の対象となっていると指摘し、「住民の大部分」がソ連市民労働者への接近を拒否しているとはいえ、「かなりの場合」かれらに同情を寄せるようになっていると結論づけているのである。⁽⁵⁶⁾

1942年11月12日のSD 報告は、ドイツ民衆のソ連市民労働者観の変化を次のように述べている。

「外国人労働配置の当初は、ドイツ人住民には民族的な観点を受け入れる用意があることが確認できていた。自分たちの栄養の確保の心配から、特に東方労働者に対しては批判的な意見が聞かれた。しかもあちこちで、一時的ではあるがそれによって生じた民意の悪化がもたらされていたばかりでなく、ドイツ人女性の保護の心配も考慮の前面にあった。」しかしこの間、プロパガンダによ

注 (53) MaR v. 11.1.43, Bd. 12, S. 4663 ff.

(54) MaR v. 15.4.43, Bd. 13, S. 5128 ff.

(55) MaR v. 17.8.42, Bd. 11, S. 4085. 強調は原文。

(56) MaR v. 25.9.42, Bd. 11, S. 4235 ff.

るソ連人像がもはや現実とは一致しなくなってきた。「特にドイツ人労働者は、東方労働者の一部の労働能率にしばしば感銘を受けた。……今やドイツ人労働者は、労働力の維持と向上のために外国人に十分な栄養が当然与えられなければならないということに理解をもち、しかもしばしば、この点について不足あるいは不平があれば、外国人を擁護している。」⁽⁵⁷⁾

このように、ドイツ人労働者のソ連人労働者像は、1942年に肯定的なものへと大きく変化したのである。1943年4月15日の報告では、プロパガンダされたソ連人像と、直接的経験によるソ連人労働者像との違いを、四つの面、ソ連市民労働者の1) 宗教心のあつさ、2) 知性と技術的理解の高さ、3) 低くない教養、4) 道徳性と清潔性から考察し、ドイツ人労働者のソ連人労働者像がかなり「変化した」と結論づけている。⁽⁵⁸⁾ 同じように、「西欧戦時捕虜」像も、労働の場での直接的経験にもとづいて形成されており、それはソ連人労働者像とは異なり、全体としては否定的なものであった。ドイツ人労働者の西欧諸国からの市民労働者像を表現する報告はあまり多くはないが、報告に現れたかぎりでは次のようであった。

ドイツ人労働者は、外国人労働者の労働能率を低いものとみなし、それにはかかわらず外国人労働者の賃金が「あまりに良すぎる」と考えていた。こうした事情はドイツ人労働者には「全く理解されておらず」、「ドイツ人の気分と労働能率に不利に作用」しているという。ドイツ人労働者は、外国人労働者との比較において、自分たちが不利な状態におかれている、と考えていたのである。⁽⁵⁹⁾

とはいえ、外国人労働者のなかでも国別によってその評価はかなり異なっていた。主として労働能率と労働モラルという点で比較がなされていた。

1941年10月20日のSD報告では、国別で外国人労働者がドイツ人労働者にどのようにみられていたかが叙述されている。オランダ人、デンマーク人、ノルウェー人、フラマン人の場合には、低い労働モラルの原因は政治上ならびに世界観上の立場にあり、イタリア人、セルビア人等の場合には、それとならんで彼らの労働観にもあるという。外国人労働者は、彼らがドイツでは必要不可欠の労働力であり、労働能率が低くても高賃金を得られるということを知っており、寛容に扱われるとますますそのように考える度合いが強くなり、また、逆に募集の時の約束が守られないと彼らは労働意欲をなくす。報告によれば、こうした低い労働モラルは、主に低い労働能率、労働契約違反、無断欠勤、病欠などの悪い労働規律に現れているという。⁽⁶⁰⁾

それよりもさらに低い評価を受けていたと思われるのはギリシャ市民労働者である。1942年10月15日の報告で、ギリシャ市民労働者については、ドイツ人労働者は「もっともひどい経験」しかししていないということが「一致して」報告されている。非常に高い疾病率とならんで、ギリシャ市民労働者の労働能率が、宿泊、食糧その他の支出と全く釣り合っていないということ、さらには労働

注 (57) MaR v. 12. 11. 42, Bd. 12, S 4459. 強調は原文。

(58) MaR v. 15. 4. 43, Bd. 13, S. 5128 ff.

(59) MaR v. 21. 8. 41, Bd. 8, S 2681 ff.

(60) MaR v. 20. 10. 41, Bd. 8, S. 2897 ff.

規律ならびに公衆の場での態度が、ドイツ人労働者のきびしい批判の対象となっていた。⁽⁶¹⁾

このように、公衆の場での間接的経験とは異なるところでも、外国人労働者像は形成されていたのである。労働の場での直接的経験においては、プロパガンダの入り込む余地が少なく、したがってそこで形成される外国人労働者像はプロパガンダとはかなり異なるものであった。

しかし、こうした変化は、SD にとっては危険きわまりないものであった。1942年10月12日のSD 報告によると、戦時捕虜に対するドイツ民衆の「民族的な距離」はますます小さくなっており、ドイツ人女性の同情をかっている場合もあるという。SD はこうした状況に「民族政策上の危険性」をみている。⁽⁶²⁾ ソ連市民労働者のみならず、国籍を問わず市民労働者ならびに戦時捕虜に対して、ドイツ人労働者は、労働の場での直接的経験をもとに、自分なりの外国人労働者像を形成していたということであり、SD はまさにそこに「民族政策上の危険性」をみたのである。

III. 「スターリングラード」以降

1943年1月の「スターリングラード」以降、戦況がドイツにとって決定的に不利に展開した。食糧その他生活物資の欠乏、空襲による不安によってドイツ民衆の不満はすでに1942年後半に高まっていたが、「スターリングラード」陥落はそれをさらに強めるものであった。「ヒトラー神話」そのものはドイツ民衆になお強く残っていたとはいえ、その「統合」力を支える基礎はくずれ去りつつあったのである。⁽⁶³⁾ そのみならず、ドイツ民衆の外国人労働者像も変化した。以下、これ以降のドイツ民衆の外国人労働者像の変化をみることにしよう。

「スターリングラード」以降、ドイツ民衆の「民意」形成に「特別な役割」を果たしたのは、外国人労働者、つまり「市民労働者」と戦時捕虜の問題であった。外国人労働者の態度に対するドイツ民衆の不安感がこの時期に重要な問題としてクローズ・アップされることになる。1943年3月1日のSD 報告によると、ドイツ民衆は、戦況がもっと不利になると、外国人労働者がどんな態度をとるかを心配しているという。いいかえれば、ドイツ民衆の不安の一つは、外国人労働者のサボタージュやその他の敵対的行為であった。⁽⁶⁴⁾

まずフランス市民労働者であるが、1943年4月22日のSD 報告によると、ドイツ民衆のフランス市民労働者像は、フランス市民労働者の態度と労働能率で判断されている。一般的には悪くはないが、必ずしも肯定的でもない。一方で、ドイツ人労働者は、フランス市民労働者の労働能率をかなり良く、また労働規律もかなりきちんとしていると評価しているため、彼らの像は拒否的ではない、という報告がある。フランス人によっては経営に非常にうまく適応し、友好的な関係で働いているという。ドイツ人との親密な接触も生じ、したがってSD はそこに「民族政策上の危険性」も見て

注 (61) MaR v. 15.10.42, Bd. 11, S. 4339 f.

(62) MaR v. 12.10.42, Bd. 11, S. 4316 ff.; MaR v. 12.11.42, Bd. 12, S. 4460 も参照。

(63) Kershaw: *Hitler-Mythos*, S. 149-175.

(64) MaR v. 1.3.43, Bd. 13, S. 4870.

いる。しかし他方で、フランス市民労働者には、「まさに恐るべき態度で」のドイツに敵対的な傾向も確認されている。最近になって、強制的に連行されたフランス市民労働者においてそうした傾向が見られるという⁽⁶⁵⁾。特にフランス人女性労働者の態度はドイツ民衆のきびしい批判の対象となっていた。「彼女たちのあつかましい、異様な振る舞い、さらに楽天さと労働怠惰癖がフランス人女性に非常に不利な評判をもたらした。」特にフランス人女性には性病が多く、ドイツ人男性に感染させたということがドイツ民衆を怒らせている、という。こうした問題にもかかわらず、フランス市民労働者はドイツ民衆のあいだでは「最もがまんができる外国人労働者」として評価されている⁽⁶⁶⁾。

しかしながら、1944年1月になると、フランス市民労働者の労働配置が「最大の注意」を必要とする段階に入ったことがSD報告によって指摘されている。彼らの労働意欲のなさ、労働規律のなさ、サボタージュ、横柄な態度、暴力行為等がドイツ民衆に直接係わる具体的な問題としてあげられた。さらに、フランス市民労働者がチョコレートやパン、砂糖でドイツ人から不当な代金を取るばかりか、ドイツ人女性と関係をもっているということも問題とされた。SD報告は、フランス人と接触したがるドイツ人女性がいるかぎり、それだけいっそう、「ドイツ民族への侵入」がフランス市民労働者には容易であるということ⁽⁶⁷⁾を強調している。ここで留意する必要のあるのは、公衆の場と労働の場という経験の場の相違が、もはや具体的には区別されなくなっているということである。

フランス人戦時捕虜は、彼らの態度と労働能率の両面で、ドイツ民衆に「非常に悪く」評価されている。1943年4月29日のSD報告では、ドイツ民衆からみたフランス人戦時捕虜の態度と労働能率が詳述されている。それを要約すると、フランス人戦時捕虜の政治的立場は、最近とくにドイツ敵対的となっているということ、彼らの労働能率は当初は良好と評価されていたが、最近では特に悪く評価されているということ、また反抗的な態度も目につくようになってきているということである。さらに、本国から食糧品やチョコレート、代用コーヒー等贅沢品が送られ、フランス人戦時捕虜はそれをドイツ人に売ったり、ドイツ人女性と接触するための手段に利用したりしているという。SD報告は、ドイツ民衆がこうしたフランス人戦時捕虜の行動と待遇に理解を示していないと総括している⁽⁶⁸⁾。

それに対しイギリス人戦時捕虜は、戦時捕虜の中でドイツ民衆に最も注意を払われていた。それは、ドイツ敵対的立場にもかかわらず、イギリス人戦時捕虜の「よい外観」と「身なり」によるものであった。しかし、他方で、イギリス人戦時捕虜の労働意欲のなさは他の戦時捕虜の労働意欲に悪影響を及ぼし、労働能率を下げている、と批判されてもいる。また、ドイツ人労働者は、イギリス人戦時捕虜が「力強く、栄養がよく、したがってドイツ人より抵抗力のある労働者である」ことに不満をもっていた。イギリス人戦時捕虜はさらに労働拒否ないしサボタージュに至る場合もあり、また疾病状態は50%ないしそれ以上にまで昇っていた。ドイツ民衆のイギリス人戦時捕虜観で少な

注 (65) MaR v. 22. 4. 43, Bd. 13, S. 5162 ff

(66) *ibid.*, S. 5165 f.

(67) SD-Berichte v. 24. 1. 44, Bd. 16, S. 6277 ff.

(68) MaR v. 29. 4. 43, Bd. 13, S. 5194 ff., 5193 ff.

からぬ役割を果たしたのが、母国からの多くの贈り物で、特にドイツで不足している食糧品はドイツ人のやっかみの対象となっていた。⁽⁶⁹⁾

1943年7月1日の報告で、再度ドイツ人労働者のギリシャ人労働者像が報告された。ドイツ人労働者はギリシャ市民労働者を怠惰、横柄で、あつかましいと特徴づけ、他の外国人労働者よりも悪くみているという。ギリシャ市民労働者ほど問題のかかえる外国人はいないという点で一致していた。ギリシャ市民労働者の労働能率は「全く悪く」、またドイツに敵対的であると判断された。さらに、ドイツ民衆は、ギリシャ市民労働者が、農村で物乞いして集めた食糧をドイツ民衆に闇で売り、こうして、宿泊所内外で闇市場が発生している、と批判している。これら一連の報告から、SD報告は、ドイツに配置したギリシャ市民労働者の数は少ない(約1万1,000名)が、「ギリシャ人労働者の労働配置によって生ずる困難の方が期待された効用より大きい」と結論づけている。⁽⁷⁰⁾

次にイタリア人戦時捕虜であるが、1943年のイタリアのムッソリーニ政権崩壊後、イタリア人兵士は戦時捕虜としてドイツ本国での労働に動員されることになった。ドイツとは同盟国であったが、イタリア人戦時捕虜像はきわめて否定的であった。イタリア人戦時捕虜の労働能率は、わずかの例外を除いて、工業部門では非常に否定的に、つまり、「生産の負担」であると評価されている。それゆえ、彼らの「人間的な、親切で心やさしい取り扱いはドイツ人住民によって理解されず、拒否され」ている。⁽⁷¹⁾ イタリア人戦時捕虜は、ギリシャ市民労働者よりもさらに低く評価されていたようである。1943年12月20日のSD報告によると、イタリア人戦時捕虜は、ドイツ民衆に「全く冷淡な拒絶と軽蔑」をもたれていた。しかもドイツ民衆ばかりか、他の外国人からも拒否ないし敵対視されているという。ドイツ民衆は、イタリア人戦時捕虜が特別扱いされていることに理解を示さず、たとえばイタリア人戦時捕虜の場合には有刺鉄線が除かれているということをきびしく批判している。⁽⁷²⁾

イタリア人戦時捕虜の労働能率については、当初は彼らが「やる気がなく、無気力で、怠惰」なので否定的に評価されていたが、「そうこうするうちにこの像はすこし変化した。彼らが大集団で単純労働に配置される場所では、彼らは全く怠惰でやる気がない。彼らが個別に働くか熟練専門労働者として配置されると、彼らの労働能率は満足のいくものであった。」しかしこうした判断は例外的であったようで、集められた報告の圧倒的なものは、イタリア人戦時捕虜を「どうしようもないぐうたら」とみている。作業の経験からしても、ドイツ人労働者に「一致して否定的に」判断されている。

SD報告は、ドイツで労働配置されているあらゆる外国人労働者と戦時捕虜の中で、イタリア人戦時捕虜が「ドイツ人住民のもっとも一致した拒絶」を受けており、しかもドイツ民衆は彼らを形式的な規則で取り扱うのではなく、ドイツ民衆が受けた屈辱に比例して彼らの労働力を利用するよ

注 (69) SD-Berichte v. 12. 8. 43, Bd. 14, S. 5607 ff., 5612 f.

(70) SD-Berichte v. 1. 7. 43, Bd. 14, S. 5418 f., 5421.

(71) SD-Berichte v. 9. 12. 43, Bd. 15, S. 6128 ff.

(72) SD-Berichte v. 20. 12. 43, Bd. 15, S. 6179 ff.

う望んでいる、と総括している⁽⁷³⁾。

このように、西欧諸国からの労働者の場合、労働の場での直接的経験にもとづく像は、「スターリングラード」以前よりももっと否定的となった。そればかりか、公衆の場での間接的経験にもとづく像も、ドイツ人女性との性的関係の頻繁化により、否定的となっている。しかし、国別によってドイツ民衆の外国人労働者像もかなり異なっていることも注目しなければならない。ここで確認しうるのは、プロパガンダによるものではなく、ドイツ民衆が公衆ならびに労働の場で具体的に経験することによって作り上げた像である。

西欧諸国からの市民労働者、戦時捕虜観が、労働の場での直接的経験から形成され、否定的に評価されたのに対し、東欧諸国からの市民労働者、戦時捕虜観は二律背反的であった。

ポーランド市民労働者の態度については、1943年5月6日のSD報告で詳細な記述がおこなわれている。ポーランド市民労働者の「あつかましい振る舞いと反抗的態度」が「最近ますます」ドイツ民衆の不平の対象となっているという。というのは、ポーランド人が主に動員されていた農業部門では、召集によってドイツ人の男性就業者数が減り、そのため、「労働力を失うのではないかという心配から」ポーランド人の要求に答えざるをえなくなっているからであり、また農村に残るドイツ人女性はポーランド人に恐怖をいただいているからである⁽⁷⁴⁾。

それに対して、ドイツ民衆のソ連人戦時捕虜像は分裂していた。1943年9月2日のSD報告によると、ドイツ民衆の「用心深さ」のため徐々にではあるが、特に職場でのコンタクト、つまり「共通の職場」をもとにして、ソ連人戦時捕虜像は「変化」してきており、ソ連人戦時捕虜は「より好意的に」判断されるようになってきている。そればかりか、ソ連人戦時捕虜との接触禁止規制が緩められたことによって、「望ましくない随伴現象」が生じている。具体的には、ドイツ人労働者がソ連人戦時捕虜から高い労働能率を引きだそうとする場合、食糧品やタバコを与えることによってそれを引きだそうとしており、ソ連人戦時捕虜に対して「あまりに柔軟かつ弱腰に」対応していることが問題とされている⁽⁷⁵⁾。ここには、ドイツ人労働者のソ連人戦時捕虜像が好意的なものに変化したと同時に、ドイツ民衆の中には、そのゆき過ぎを問題視している者があるということが示されている。

同様のことは、国防軍によるソ連人戦時捕虜の取り扱いについても確認できる。その取り扱いをドイツ民衆は「正確に追跡して」おり、しかも、その取り扱いについてドイツ民衆は異なる意見もっている。一方で、個別には監視の緩和を歓迎しているが、しかし他方で、「意識ある」民衆は監視緩和に反対し、もっときびしい措置を要求していた。その理由は、SD報告によれば、労働能率が低く、それを正常な高さにまで引き上げるためには干渉を強化する必要があるとドイツ民衆がみていたことにある。ドイツ民衆のこのような判断の背景には、ドイツ人は毎月やせ衰えているの

注 (73) *ibid.*, S. 6182 ff.

(74) ドイツ民衆の不平は、ポーランド人が <P>マークを付けていなかったりして、規則を守っていないということなどにもむけられていた。MaR v. 6.5.43, Bd. 13, S. 5224 ff.

(75) SD-Berichte v. 2.9.43, Bd. 14, S. 5702 ff.

に、「栄養状態がよい」ソ連人戦時捕虜が、低い労働能率しかあげていないという認識があった。⁽⁷⁶⁾

SD が「民族政策上の危険性」をみていたのは、ドイツ人労働者あるいはドイツ農民が、労働の場での直接的経験から外国人労働者を肯定的に評価するばかりか、さらには外国人労働者と「親密な関係」にまで至っていることも多々あったからであった。ところで、この「民族政策上の危険性」は、都市と農村、都市の中でも居住形態の違いによって異なるものと理解されていた。そこでこの問題に言及しよう。

まず都市と農村の違いであるが、都市では外国市民労働者を収容所あるいは共同宿泊所に収容することが可能で、それによって、ドイツ民衆から隔離することができた。この場合、ドイツ人労働者は外国人労働者と主として職場で接触することになった。それに対し農村では、外国人労働者はたいてい個別に労働配置され、また農民の家に宿泊した。農村では、密接な「労働共同体」が形成されるばかりか、外国人労働者がドイツ人の「家族共同体」に受容されることもあった。問題はまた、外国人労働者がそれによってますます厚かましく食糧を要求するようになり、他方でドイツ民衆は放火やその他のサボタージュを恐れて、彼らのいいなりになっているということであった。⁽⁷⁷⁾このように、農村では、外国人労働者の個別の労働配置と個別の宿泊によって、ドイツ人労働者とのより親密な関係の形成が進行し、プロパガンダとは異なる外国人労働者像が形成されていったが、他方で、ドイツ民衆自身が、そのことによって、外国人労働者の態度の変化を感じとっていたのである。これが、SD が「民族政策上の危険性」をみる背景をなしたといえよう。

このように、農村では労働の場の共通性とならんで生活の場における共通性が存在していた。SD はそこに「民族政策上の危険性」をみた。とくに農村における戦時捕虜の「個別の宿泊」においては、農民は「民族政策上の危険性」を認識せず、逆に、労働力としての戦時捕虜の重要性にもとづき、特に食糧に関する戦時捕虜の要求に応じていた。ドイツ人の使用人と同じように扱って⁽⁷⁸⁾いることも多々あったようである。一方戦時捕虜は、取り扱いや食糧配給、その他行動の自由があるため、「個別の宿泊」には満足しており、したがって、農民の側にも、「全体として戦時捕虜の態度⁽⁷⁹⁾に関してはほとんど不平がいわれていない。」

特に農村では、1943年12月13日のSD 報告によると、戦時捕虜との交際禁止は、農民によって「心の中では決して受け入れられなかった」。多くの農民は、戦時捕虜を敵ではなく「同情に値する

注 (76) SD-Berichte v. 2.9.43, Bd. 14, S. 5705.

(77) MaR v. 30.11.42, Bd. 12, S. 4518 f.

(78) 国別ではフランス人戦時捕虜とドイツ人との間には「非常によい関係」にあったのに対し、セルビア人、ポーランド人戦時捕虜に対しては「用心深さ」があると報告されている。SD-Berichte v. 15.11.43, Bd. 15, S. 6015 ff.

(79) *ibid.*, S. 6018. ここで注目する必要があるのは、フランス人戦時捕虜が西欧の戦時捕虜とも東方諸国からの女性ともうまくやっているが、ソ連市民労働者とは食事を共にすることさえ拒否しているという報告である。*ibid.*, S. 6018. 同じことは、オランダ人労働者がソ連市民労働者、ポーランド市民労働者との共同宿泊を嫌っており、彼らと同等に扱われることに強い不満をいっていることで示されている。SD-Berichte v. 25.10.43, Bd. 15, S. 5926 ff.

人間」とみなす傾向が強いという。それゆえ、SD は、刑法による処罰規則以外に「党による政治教育を村の隅々までおこなう」必要性を強く主張せざるをえなかつた。⁽⁸⁰⁾

1943年6月10日のSD 報告は、ドイツ民衆の外国人労働者に対する「ふさわしくない」態度に関する不平・不満を報告している。この「ふさわしくない」態度は、主として「労働をもとに外国人労働者を評価」し、さらに、共に労働することによって、友好的で親密な関係が生ずることによって生まれたのであった。そこで、外国人労働者との交際によって処罰されたドイツ人女性の内訳をみると、たとえば地方裁判所支部 Landshut の統計によると、上記の理由で裁判にかけられた122件のうち、55%が農業従事者で、労働者が19%であった。Regensburg でも55%が農業従事者で、労働者は6%と少なかった。このことから、同SD 報告は、農業部門が共同作業ならびに共同生活によって、さらには男性不足によって、民族政策上もっとも危険であるとみなしている。⁽⁸¹⁾

先述の43年6月10日のSD 報告は、外国人労働者とのドイツ人女性の「交際」の結果について何も叙述していないが、女性の外国人労働者の妊娠と出産については問題があるとしている。それによれば、農業部門では、特にポーランド人女性とソ連人女性の妊娠が1943年の一年間で増え、幼児の収容と世話が農業部門における重要な民族政策上の問題となった。ドイツ農民は、幼児を抱えた女性外国人労働者を引き受けたがらなかった。その理由は、ひとつには労働の妨げになるということ、もうひとつには民族政策上問題であるとみなされたということであった。外国人の子供とドイツ人の子供が一緒に育つことによる「民族政策上の危険性」ばかりか、同時に、ドイツ民衆が場合によっては、妊娠した外国人と子供に同情をもつことになり、ドイツ人と外国人との絶対的な隔離という政策がうまく機能しなくなる場合も示されている。都市ではそのための「外国人養護所」“Ausländer-Pflegestätten”が設置されたが、農村ではまだ存在せず、その設置が住民から要請されているという。⁽⁸²⁾

ところで、都市では事情はどうであったろうか。SD 報告で都市における外国人労働者についての叙述は1943年3月15日報告のみである。そこでは、「私的な下宿」が問題とされていた。Berlinでは外国人労働者25万名のうち、12万名(48%)が「私的に下宿」し、Essenでは3万5,000名のうち24%の8,500名が「私的に下宿」していた。しかもその数は上昇傾向にあった。外国人労働者のこうした「私的な下宿」に対して、特に都市のドイツ民衆は「不快ときびしい批判」をもっていたという。「私的な下宿」によって、間借り人と大家との間の「友好的な関係」が生ずる可能性があり、また、外国人労働者とドイツ人女性の「統御できない親しい関係」も生じやすい、と考えられたのである。こうして、ドイツ民衆は、「私的な下宿への外国人労働者の無差別の宿泊に明白に

注(80) SD-Berichte v. 13.12.43, Bd. 15, S. 6139 f.

(81) SD-Berichte v. 10.6.43, Bd. 14, S. 5337 ff. 別のSD 報告によると、戦時捕虜の数が増加するに
応じて、禁止された交際の頻度が高くなった。農村における共同作業と密接な共同生活がその原因で
あり、女性の場合には、農村で接触できる唯一の男性が戦時捕虜であるという事情があった。SD-
Berichte v. 13.12.43, Bd. 15, S. 6140.

(82) SD-Berichte v. 13.1.44, Bd. 16, S. 6214 ff.

反対」し、「共同宿泊所への統合を要求」していたのである。⁽⁸³⁾

以上、1943年1月の「スターリングラード」以降の、ドイツ民衆の外国人労働者像を分析してきた。報告をもとに、ドイツ民衆が労働の場ならびに公衆の場で外国人労働者をどのように評価したかによって明らかにしようとした。国別ならびに戦時捕虜／市民労働者別によってドイツ人の外国人労働者像は多様であった。一方、ドイツ人の側では、ドイツ人労働者とドイツ民衆によって、すなわち労働の場での直接的経験と公衆の場での間接的経験とによって、異なる外国人労働者像が存在していた。この点については、「スターリングラード」以前と以降ではその基本的構造は何ら変化してはいないといえよう。変化したのは、第一に、とりわけ労働の場での直接的経験のレベルで外国人労働者が肯定的に評価されるばかりか、さらに「性的な関係」にまで発展した度合いが強くなったということ、第二に、ドイツ民衆がとりわけ公衆の場での間接的経験のレベルでその外国人労働者像を形成し、ドイツ人の外国人労働者に対するこうした変化した態度に「民族政策上の危険性」を見い出して、厳しく批判したばかりでなく、その批判がますます強くなったということである。換言すれば、ドイツ民衆の外国人労働者像の「分裂」はさらに深化したということである。

こうして問題は、労働の場から、公衆の場での間接的経験の次元へと移っていく。公衆の場がドイツ民衆の外国人労働者像形成の場であることをやめたわけではなく、公衆の場でしか外国人労働者と接触する機会をもたなかった多くのドイツ民衆にとっては、そこが彼らにとって唯一の具体的経験の場であった。そこではまた、ナチスのプロパガンダの入り込む余地はきわめて大きかった。

以上、本稿では、SD 報告をもとに、戦争初期・中期におけるドイツ民衆の外国人労働者像を析出してきた。戦争終期における外国人労働者像がどのようなものであったかについては、SD 報告にはほとんど報告されていない。わずかに報告されたものをもとに戦争終期におけるドイツ民衆の外国人労働者像をみても次ようになる。

1944年2月21日のSD 報告によると、ソ連市民労働者の間での、「反抗的な態度の急増」が問題とされている。戦況が彼らの自己意識を強め、横柄な態度と労働意欲の減退をもたらした。インターナショナルを歌ったり、反ドイツの詩が回し読まれたり、噂を広めたりしているという。しかし同様にこのSD 報告は総括として、ソ連市民労働者のこうしたドイツ敵対的態度の増加にもかかわらず、西欧市民労働者と比較すると彼らは「依然として満足のいく」ものであることを強調している⁽⁸⁴⁾。つまり、西欧市民労働者の場合には、ドイツ民衆によってもっと否定的に評価されていたのである。それどころか1944年においては、「外国人問題」は、民衆をもっとも不安にさせているテーマをなしていた。外国人労働者による暴力行為などもそれに含まれ、農民は不安から外国人労働者の希望にしたがっており、女性は夜はもはや一人では家から外出せず、昼でもひっそりした道は歩

注 (83) MaR v. 15. 3. 43, Bd. 13, S. 4953 ff. Berlin では宿泊所のベッドが23,778室空いていたという。

(84) SD-Berichte v. 21. 2. 44, Bd. 16, S. 6349 ff.

かなくなっている、と報告されるほど、外国人労働者はドイツ民衆の「不安」の対象となった。⁽⁸⁵⁾このように、公衆の場での間接的経験においては、国別を問わず、およそ外国人労働者はドイツ民衆の「不安」の対象となっていたようである。しかし、労働の場での直接的経験において、戦争終期にドイツ人労働者がどのような外国人労働者像を形成したかについては、SD 報告からは明らかにはならない。

おわりに

本稿での考察を要約しよう。

労働の場で、直接外国人労働者と労働を共にする機会をもったドイツ人労働者は、ナチスのプロパガンダとは異なる独自の外国人労働者像を形成していった。ナチスが特に否定的にプロパガンダしたソ連人については、ドイツ人労働者は、労働の場での直接的経験から自分なりの肯定的な像を形造り、ナチスによってドイツ人並みに扱われた西欧諸国の外国人労働者についても、ドイツ人労働者はまさにこうした具体的経験から、否定的な像を形成していったのである。

しかし、ドイツ民衆は生活していた。その意味で労働の場は、生活全体の諸局面の一つであったが、公衆の場も、生活の一場面であったのである。それを社会集団に移し変えると、ドイツ民衆の中で、経験の次元を異にする様々な社会集団が形成され、それゆえ、ドイツ民衆自身がその経験の次元において分裂していたということである。それゆえ、ドイツ民衆の外国人労働者像もまさに経験の次元によって分裂せざるをえなかった。

1942年こそ、ドイツ民衆の外国人労働者像が分裂した年であった。その分裂の原動力はドイツ人労働者の労働の場での直接的経験であり、こうして形成されたソ連人労働者像が分裂の契機となったのである。まさにこの分裂により、外国人労働者、とりわけソ連人労働者のマイナス象徴としての「敵像」は完全には機能しなくなったのである。

このように、外国人労働者の労働と生活諸条件の改善への政策転換がおこなわれた民衆的基礎として、特にドイツ人労働者のソ連人労働者像が1942年に大きく変化したということが重要な役割を果たしたのである。特に SS が Sauckel や Goebbels の主張した外国人労働者政策の転換に譲歩していった背景には、第一に、ドイツ人労働者を中心に、ソ連人労働者に関しては肯定的、西欧諸国からの外国人労働者に関しては全体として否定的な評価をもつに至ったということ、第二に、もはやナチスは人種論的イデオロギーをプロパガンダするだけでは民衆を把握しえなくなったという事情が1942年にあったのである。しかし他方で、ドイツ人労働者のソ連人労働者の積極的評価への転換は、ドイツ民衆自身が「民族政策上の危険性」をみだし、ナチスの人種論的イデオロギーのプロパガンダを逆に確信していく基礎をも形成したのである。それゆえ、本稿の対象とはならな

注 (85) SD-Berichte v. 6. 4. 44, Bd. 16, S. 6469.

ったが、1943年の外国人労働者の労働と生活諸条件は実際にはそれほど大幅には改善されなかったのである。それは、党、SSのイデオロギー的人種論的方針が貫かれたからであるが、ドイツ民衆の外国人労働者観が1942年の変化にもかかわらず、否むしろそれゆえに、プロパガンダに積極的に対応していったということが、その方針が貫徹された民衆的基礎として存在していたと思われる。したがって、外国人労働者のマイナス象徴としての「敵像」は、とりわけ公衆の場での間接的経験の場においてなお機能しえていたことを意味する。

外国人労働者の労働と生活諸条件の改善の背景に、ドイツ民衆の外国人労働者像が民衆的基礎として存在していたのと同様に、それらの改善の限界の背景に、ドイツ民衆の外国人労働者像が民衆的基礎として存在していたのである。しかも1943年以降、戦況はドイツにとって不利に転換していく。外国人労働者の労働と生活諸条件の改善への政策転換は、1942年のドイツ民衆の外国人労働者像、とりわけソ連人労働者像の変化を契機としていたが、1943年1月の「スターリングラード」敗北以降は、ドイツ民衆の外国人労働者像の「分裂」はさらに深化し、先の政策転換を中途半端なものにするものであった。戦争終期には、分裂していたドイツ民衆の外国人労働者像は一定の方向に収斂していくことになる。それは、ドイツ民衆の外国人労働者に対する敵対感の高まりという方向である。そこでも、具体的経験にもとづくドイツ民衆の外国人労働者像の形成が確認されるのであるが、その問題の解明については他日に期したい。

[追記：本稿は平成二年度慶應義塾学事振興資金による研究補助（共同研究）にもとづく研究成果の一部である。]

（経済学部助教授）